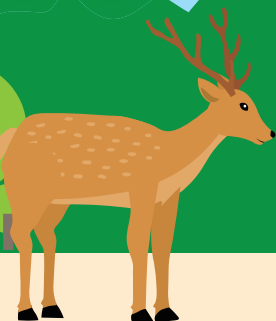


令和6年 秋期 狩猟免許試験の ご案内



野生動物を捕獲するためには原則、狩猟免許の取得が必要となります。
狩猟免許を取得して、鳥獣被害対策に取り組みませんか。

試験日程

令和6年度の秋期は3か所で実施します。詳細は県HPに掲載しています。

浜田

令和6年
10/6 日

浜田合同庁舎

出雲

令和6年
10/20 日

出雲合同庁舎

松江

令和6年
10/22 火

県職員会館

狩猟免許の種類

- わな猟免許（くくりわな、はこわな等）
- 第一種銃猟免許（装薬銃）
- 第二種銃猟免許（空気銃）



受験資格

- 島根県に現住所がある方
 - わな猟については18歳、銃猟については20歳以上の方
- ※申請の際には、医師による診断書の提出が必要になります。

申請に必要な費用（手数料）

| | | |
|-----------|---------|-----------------------|
| わな猟 | 3,900円 | （他の免許を持っている場合、2,900円） |
| 第1種、第2種銃猟 | 5,200円 | （他の免許を持っている場合、3,900円） |
| 医師による診断書 | 約5,000円 | （※各医療機関により異なります） |

狩猟免許取得の流れ

- 狩猟免許申請書等の提出（窓口又は郵送）

必要書類

狩猟免許申請書、医師の診断書、証明写真（3×2.4cm）、手数料、返信用封筒※

※返信用封筒貼付の切手は浜田会場84円。出雲会場、松江会場110円。

- 申込みをした受験日、受験会場にて狩猟免許試験を受験

狩猟免許試験内容

① 適正試験

- 視力、聴力、運動能力

② 知識試験

- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の知識
- 鳥獣の保護及び管理に関する知識
- 猟具に関する知識（わな・銃ごとの猟具に関する知識）
- 鳥獣に関する知識（わな・銃ごとに関連のある鳥獣に関する知識）

③ 技能試験

- 猟具の使用（わな・銃ごとに使用される猟具について）
- 猟具の架設・実施（わな・銃ごとに使用される猟具について）
- 鳥獣の判別（鳥類名、獣類名、狩猟の可否判断など）

（参考）狩猟免許試験事前講習会について

- 新たに免許を取得しようとする方が、狩猟者として必要な鳥獣保護及び狩猟に関する知識と技能を習得するための講習会（受講費用8,000円）
- 講習会の申込みは一般社団法人島根県猟友会へ



狩猟免許試験に関するお問い合わせ・申請書の提出先

島根県農林水産部 農山漁村振興課 鳥獣対策室

〒690-8501 松江市殿町1番地

TEL 0852-22-5160 FAX 0852-22-5914

メール choju@pref.shimane.lg.jp

詳細は県ホームページに掲載しています▶

島根県 狩猟免許

検索

